

議案第13号

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年2月21日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例

新居浜市中小企業振興条例（昭和59年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条の2の次に次の1条を加える。

（空き店舗活用事業に対する補助）

第5条の3 市長は、別に定める中小企業者及び団体が市長が適当と認める地域において、空き店舗を改装して店舗を設置したときは、当該中小企業者及び団体に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を受けることができるものは、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額が30万円以上であったものとし、その補助金の額は、当該市長が必要と認める額のうち30万円を超えた部分の額の100分の50以内とし、100万円を限度とする。

第8条第1項中「若しくは」を「又は」に改める。

第9条第2項、第10条第2項及び第10条の2第2項中「20万円」を「100万円」に改める。

第12条第2項中「以上のものとし、補助金の額は、市長」を「以上であったものとし、その補助金の額は、当該市長」に、「額の100万円を超えた」を「額のうち100

万円を超えた部分の」に改める。

第13条第2項中「6万円」を「10万円」に、「3万円」を「5万円」に改め、同項ただし書を削る。

第20条第1号中「第5条、第13条第2項ただし書」を「第5条」に改める。

附則第1項中「平成23年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の新居浜市中小企業振興条例の規定により補助金の交付の決定を受けている中小企業者等及び補助金の交付申請を行っている中小企業者等については、改正後の新居浜市中小企業振興条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 提案理由

中小企業の振興事業に対する補助制度の見直し及び新設を行うとともに、平成25年度まで補助期間を延長することにより、本市の中小企業の経営の安定、雇用の促進等を図るため、本案を提出する。